

揚倉山健康運動公園整備等事業

個別施設 要求水準書

令和7年12月

府中町

## 目次

第1	各施設の基本仕様	1
1	下段	1
2	上段	4
3	参考レイアウト・下段	5
4	参考レイアウト・全体	6
第2	特定公園施設の個別の要求水準	7
1	下段多目的広場人工芝	7
2	多目的広場ナイター照明	7
3	下段多目的広場防球フェンス	8
4	テニスコート舗装	9
5	テニスコートナイター照明	9
6	テニスコート防球フェンス	10
7	クラブハウス	11
8	特定公園施設としてのクラブハウスの工事範囲	13
第3	その他公園施設の要求水準	14
1	給水施設	14
2	汚水処理施設	14
3	雨水排水施設	14
4	電気設備施設	15
5	通信設備	15
6	植栽	15

## 第1 各施設の基本仕様

### 1 下段

対象公園施設	機能・規模・仕様等
<b>【I. 多目的広場】</b>	
① グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サッカーコート（1面 公式 68m×105m） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技性・維持管理に優れたロングパイル人工芝等とする</li> <li>・サッカーピッチの外側に5m以上の平地（人工芝地）を確保する</li> <li>・長軸を南北に配置し、競技性を重視する</li> <li>・小人用のサッカーコート2面分のラインを示す</li> </ul> </li> <li>○ソフトボール場（2面 HB～センター68.58m） <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカーコートと兼用とする</li> <li>・ホームベース、バッターボックスはサッカーピッチの外側に配置する</li> <li>・ホームベース背後にバックネットを設置する</li> <li>・大人用と小人用のベース位置がそれぞれ認識できるようにする</li> </ul> </li> </ul>
② 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ナイター照明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技面全体を照明範囲とし、夜間利用を可能とする</li> <li>・競技利用に支障がない位置に照明器具を設置する</li> <li>・JIS 照度基準「運動競技区分Ⅱ」を参考とし、200lx以上の照度を確保する</li> <li>・照明器具の高さは、十分な照度及び均齊度を確保できる配置とする</li> </ul> </li> </ul>
③ 防球フェンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防球フェンス（ネット） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技面から場外にボールが飛び出さない高さの防球フェンス（ネット）を設置する</li> <li>・ソフトボール打球は場外に逸脱しやすいことから内野までは一段高い防球対策を講じるとともに、バックネットを設置する</li> <li>・管理車両が進入可能なカーテン式ゲートを設置する</li> </ul> </li> </ul>
④ その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観覧スペース <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド外側に観覧スペースを設置する</li> <li>・観覧スペースには移動式の観覧席を設置することができる広さを確保する</li> </ul> </li> <li>○休憩スペース <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド外側に日陰で休憩できるスペースを設置する</li> </ul> </li> <li>○水飲み・手足洗い場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド外側に水飲み水栓を備えた手足洗い場を設置する</li> </ul> </li> <li>○その他物品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙3「新規調達公園備品リスト」に加えて、利用用途に応じた備品を適宜調達する</li> </ul> </li> </ul>
<b>【II. テニスコート】</b>	
① テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テニスコート（4面） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技性と維持管理に優れた砂入り人工芝とする</li> <li>・コート後方8mとし、軟式テニスに対応する</li> </ul> </li> </ul>
② 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ナイター照明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技面全体を照明範囲とし、夜間利用を可能とする</li> <li>・競技利用に支障がない位置に照明器具を設置する</li> <li>・JIS 照度基準「運動競技区分Ⅲ」を参考とし、200lx以上の照度を確保する</li> <li>・照明器具の高さは、十分な照度及び均齊度を確保できる配置とする</li> </ul> </li> </ul>
③ 防球フェンス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防球フェンス（ネット）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技面から場外にボールが飛び出さない高さの防球フェンス（ネット）を設置する</li> <li>・競技に支障ない位置と間隔に門扉を設置する</li> <li>・門扉は車いす利用者が通行できる通路幅を確保する</li> <li>・管理車両が進入可能な両開き門扉を1箇所設置する（軽トラック程度）</li> </ul>
③その他施設	<p>○観覧スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コート外側に観覧スペースを設置する</li> </ul> <p>○休憩スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コート外側に日陰で休憩できるスペースを及びベンチを設置する</li> </ul> <p>※下段テニスコートの観覧スペースや休憩スペース席については上段と同等程度のグレードで整備し、屋根やベンチの設置等により快適に利用・観覧できる施設とする。</p>
<b>【III. 園路その他】</b>	
①園路等	<p>○進入路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車道はアスファルト舗装とし、駐車場までの車両動線を確保する</li> <li>・対面通行が可能な車道幅員道路とする</li> <li>・県道から場内園路までは歩道付道路とする</li> </ul> <p>○園路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場から主要施設をつなぐ園路を適宜、配置する</li> <li>・主要動線には点字ブロックを設置する</li> <p>○入口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該公園への入口部（県道との接続部）に入口ゲートを設置する</li> <li>・入口部を含む園内には防犯カメラを配置し、クラブハウスにおいて集中管理できるようにする</li> </ul> </ul>
②遊歩道	<p>○遊歩道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸府中高校に隣接する調整池横の駐車スペースから多目的広場下段に向けて、夜間照明を備えた遊歩道を設置する</li> <li>・上下段を繋ぐ遊歩道に夜間照明を設置し、また階段が劣化などしているため利用者が安全に移動できる環境とする。</li> <li>・アシサイロードについても階段が劣化などしているため利用者が安全に移動できる環境とする。</li> </ul>
③駐車場・多目的スペース・駐輪場	<p>○利用者駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内利用者のための駐車場を設置する。</li> <li>・駐車場は1区画5.0m×2.5mとし、区画線により区分する</li> <li>・駐車区画の一部を車いす対応とする</li> <li>・大型バスの駐車スペースを2台分設ける</li> </ul> <p>○多目的スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的スペースを900m<sup>2</sup>以上確保する</li> <li>・多目的スペースは主として多目的利用を目的とし、使用しない場合には関係者駐車場としても利用するため、用途に耐えうる舗装等とする</li> <li>・関係者用駐車場は利用者駐車場と区分けして混在しないよう留意し、有料駐車場としてはならない</li> </ul> <p>○駐輪場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等での来園者数を考慮した適切な規模を確保すること</li> <li>・自動車動線と明確に区分するなど、安全性に配慮した配置計画とすること</li> <li>・1台当たりの面積は0.5m×1.9mを目安とする</li> </ul>

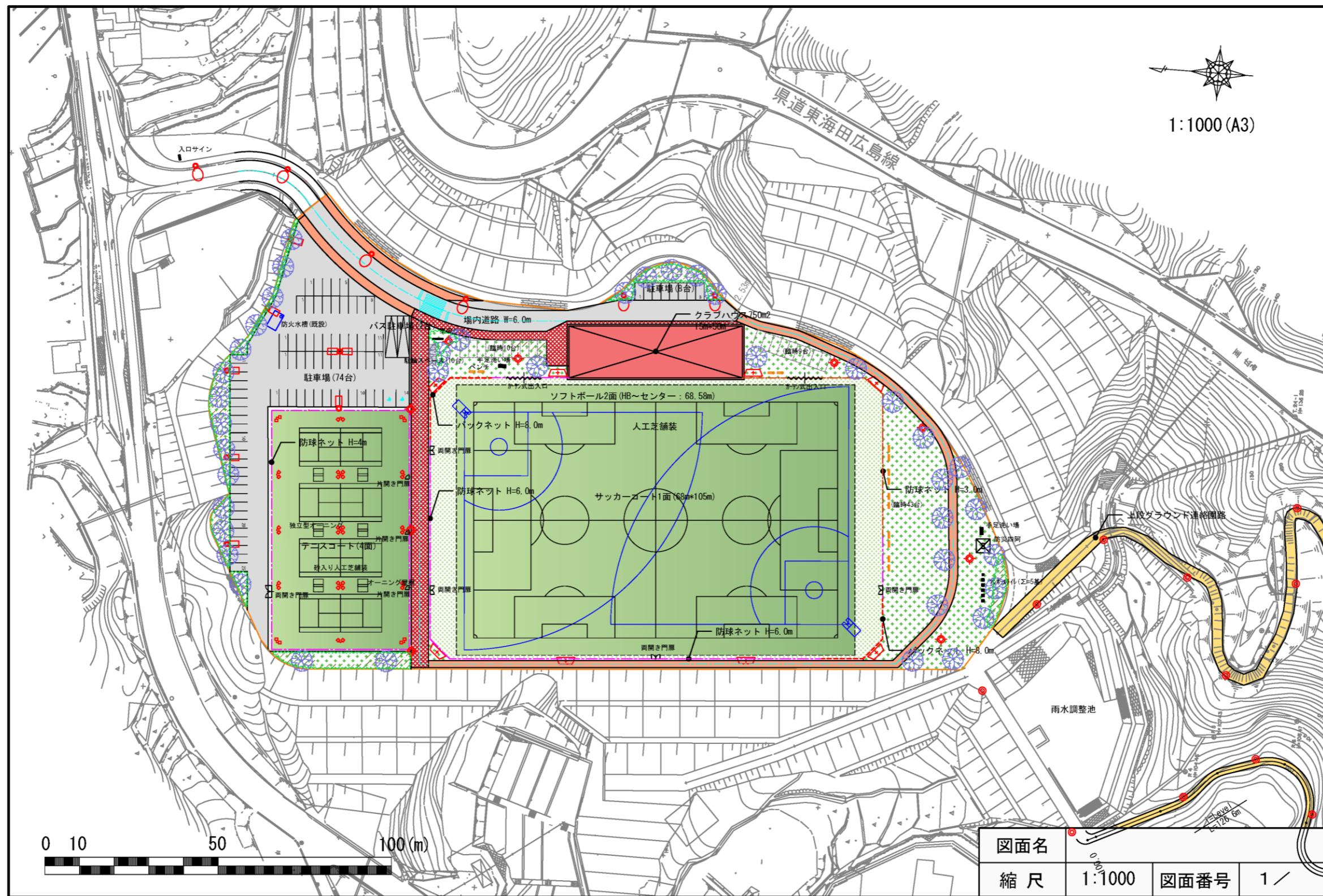
	<p>○安芸府中高校に隣接する調整池横の駐車場・駐輪場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸府中高校に隣接する調整池横の駐車スペースには駐輪場も設ける</li> </ul>
④照明	<p>○園路照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な施設間移動のための園路照明を設置する</li> <li>・園路照明は JIS 照度基準「駐車場」、「通路、広場及び公園」を参考に照度 5Lx 以上を確保する</li> </ul>
⑤その他	<p>○雨水排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内に降った雨は、速やかに側溝・樹類で集め、雨水排水管により下流側の調整池に排水処理する</li> <li>・グラウンド等は降雨後に早期利用ができるよう暗渠管を敷設し排水を行う</li> </ul> <p>○防災機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根のある防災機能を有する東屋及びベンチを設置する</li> <li>・マンホールトイレを 5 基設置する</li> </ul>
<b>【IV. クラブハウス】</b> ①クラブハウス	<p>○配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内施設を一元管理する設備機能を有する建物を多目的広場・グラウンドのサッカーコートのセンター・ラインを中心として、多目的広場・グラウンドに並列して配置する</li> </ul> <p>○諸室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用エリア、優先利用エリア及び公募対象公園施設エリアを設置する</li> <li>・諸室規模は優先利用団体等と調整を図る</li> <li>・参考諸室として「7. クラブハウス」を参考とする</li> <li>・クラブハウスの優先利用のための備品は優先利用団体が調達する</li> </ul> <p>○トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレは男女別トイレ・多目的トイレを備える</li> <li>・設備は、男子：小 3 ・大 1 ・手洗い 2 以上、女子：大 3 ・手洗い 2 以上を基準とする</li> </ul> <p>※クラブハウスと別棟とすることも可能とするが、その場合は建築行政と調整を図り、一団地として整備する</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備及び蓄電池（災害等による停電時に 2 日程度電力提供が可能な容量を備えたもの）を設置する</li> <li>・上階からグラウンドを見渡せる観覧スペースを設ける（屋上部分にも設置しても可）</li> <li>・運動用備品倉庫を備える</li> </ul>

## 2 上段

対象公園施設	機能・規模・仕様等
<b>【V. 施設改修】</b> ①クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラブハウス改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女子トイレ 1 基の洋式化を行う</li> <li>・女子トイレの配管点検及び修繕を行う</li> <li>・更衣室に冷暖房設備 2 基を設置する</li> <li>・照明の LED 化を行う</li> </ul> </li> </ul>
②ウォーキングコース	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ウォーキングコース改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的広場の外周ウォーキングコースを全天候舗装に改修する</li> </ul> </li> </ul>
③照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ナイター照明改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存多目的広場照明の LED 化を行う（区分 I の照度・均齊度を確保する）</li> <li>・既存テニスコート照明の LED 化を行う（P. 9 『5 テニスコートナイター照明』を参照）</li> <li>・園路照明の LED 化を行う（照度 5Lx 以上を確保する）</li> </ul> </li> </ul>
④遊具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遊具 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具は、健康遊具が撤去された場所等を活用し、新たに健康遊具 2 基、インクルーシブ遊具、子どもが利用できる遊具を設置する</li> <li>・撤去する遊具は別紙 4 に示す</li> </ul> </li> </ul>
⑤駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐輪場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等での来園者数を考慮した適切な規模を確保すること</li> <li>・自動車動線と明確に区分するなど、安全性に配慮した配置計画とすること</li> <li>・1 台当たりの面積は 0.5m × 1.9m を目安とする</li> </ul> </li> </ul>
⑥その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観覧スペース <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の観覧スペースの 2 か所について、擁壁の一部を解体し、コの字型に擁壁を設置した上で、固定型ベンチ及び屋根（雨除け・日除け）を整備する</li> <li>・前項とは別に観覧スペースの傾斜部分の 2 か所以上に屋根（雨除け・日除け）を整備する</li> </ul> </li> </ul>

上記各施設の基本仕様を踏まえた、参考レイアウトを次ページに示す。なお、参考レイアウトは当町において検討したものであり、事業者の自由な提案を妨げるものではない。

### 3 参考レイアウト・下段



#### 4 参考レイアウト・全体



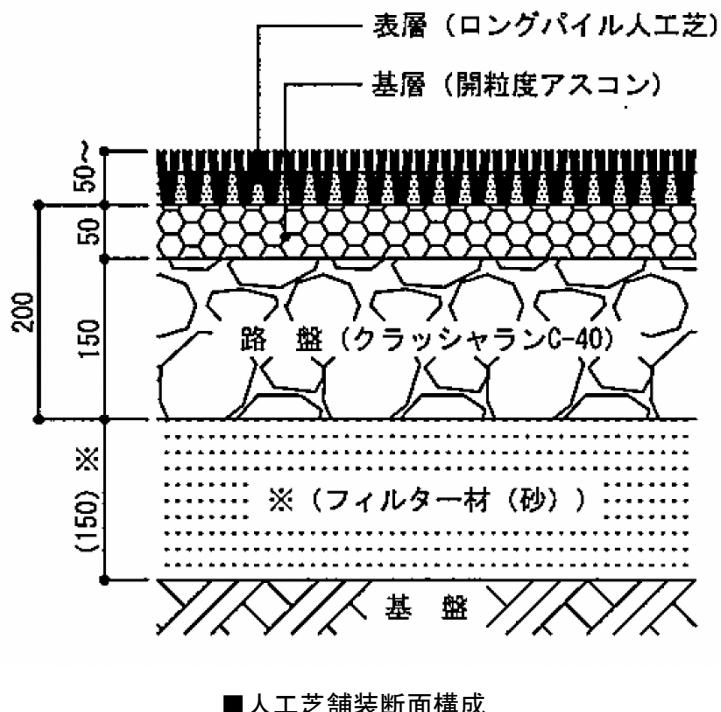
## 第2 特定公園施設の個別の要求水準

### 1 下段多目的広場人工芝

下段多目的広場は上段多目的広場と同様に人工芝舗装を前提とする。候補材による比較表を作成のうえ、最終候補を選定し、発注者及び関係者と協議のうえ決定する。

人工芝舗装は、住友ゴム工業株式会社製の「ハイブリッドターフ EX II」の同等品以上を基本とする。

なお、舗装断面構成は以下のとおりとする。



参考：屋外体育施設舗装工事積算の手引き

### 2 多目的広場ナイター照明

下段多目的広場のナイター照明は、大規模な観覧席を設けないことから、以下の“区分II”レベルのナイター照明とする。そのため、照度 200lx、均斎度 0.5 を満足する器具を採用すること。照明柱は、グラウンドの外周部から全体を均一に照らすように配置すること。

上段多目的広場のナイター照明は、現況が以下の“区分I”レベル相当で整備されていることから、LED化後も“区分I”レベルの照度 500 lx、均斎度 0.7 を満足する器具を採用すること。

### ■運動競技の区分

区分I	○観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動競技会。最高水準のトレーニング。
区分II	○観客のいる地域全体又は特定地域における一般的な運動競技会。高水準のトレーニング。
区分III	○観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育又はレクリエーション活動。一般的のトレーニング。

※：JISによる照明要件による運動競技の区分

■ JISによる照明要件

運動競技の区分	推奨照度 (Em) [lx]	照度均齊度 (U₀) (最小/平均)	グレア制限値 (GR)	平均演色評価数 (Ra)	計算間隔 [m]	測定間隔 [m]	基準面の高さ
I (注1)	500	0.7	50	60	5×5	10×10	地表面
II (注2)	200	0.5	50	60			
III (注3)	100	0.3	55	—			

(注1) 観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動競技会。最高水準のトレーニング。

(注2) 観客のいる地域全体又は特定地域における一般的な運動競技会。高水準のトレーニング。

(注3) 観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育又はレクリエーション活動。一般的なトレーニング。

JIS Z 9127参照

参考：スポーツ照明の設計マニュアル ((公財)日本体育施設協会)

### 3 下段多目的広場防球フェンス

防球フェンス等は、場外に球の逸脱を防ぐため、以下の必要な高さ及び仕様を備えた防球フェンス等とする。なお、下段多目的広場は、サッカーコートと兼用し、ソフトボール場（2面）としての利用を想定することから、ソフトボールに対応する以下の高さ及び仕様を備えたバックネット及び防球フェンス等を併せて設置する。

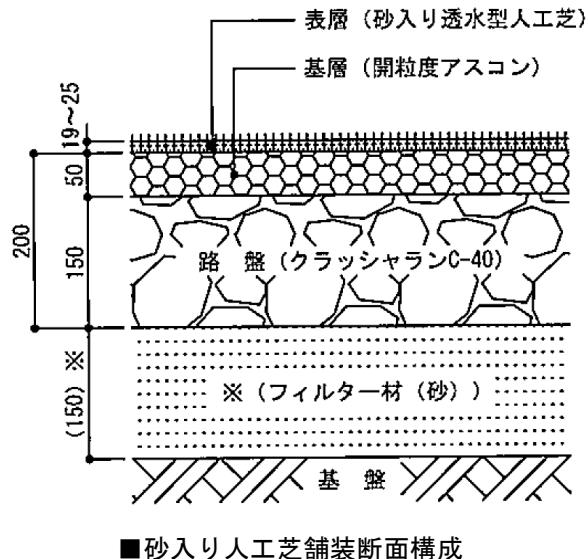
■防球フェンス等の高さ・仕様

高さ	○外周一般部の防球フェンス高さはH=6.0mとする。 ○ソフトボール内野区間の高さはH=8.0mとする。
ネット	○一般部は、強度の高い糸径2.7mm以上で網目45mm目以下の化繊ネットを用いる。
バックネット	○ソフトボールのホームベース後方にバックネットを設置する。 ○バックネットの高さはH=8.0mとする。 ○バックネット部は金網張りとする。

#### 4 テニスコート舗装

下段テニスコート舗装は砂入り人工芝舗装を前提とする。メーカー候補材による比較表を作成のうえ、発注者及び関係者と協議のうえ決定する。

なお、舗装断面構成は以下のとおりとする。



■砂入り人工芝舗装断面構成

参考：屋外体育施設舗装工事積算の手引き

#### 5 テニスコートナイター照明

下段のテニスコートのナイター照明は、町民のスポーツ活動を促進することを目的とすることから、以下の“区分III”レベルのナイター照明とする。そのため、照度 200lx、均斎度 0.5 を満足する器具を採用すること。なお、照度、均斎度はテニスコート 1 面のみ照らした場合でも確保することができるよう留意すること。

上段のテニスコートのナイター照明は、現況の照度を検証の上、現況以上の照度、均斎度を満足する器具を採用すること。

##### ■運動競技の区分

区分 I	○観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動競技会。 最高水準のトレーニング。
区分 II	○観客のいる地域全体又は特定地域における一般的な運動競技会。高水準のトレーニング。
区分 III	○観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育又はレクリエーション活動。一般的なトレーニング。

※：JISによる照明要件による運動競技の区分

■ J I Sによる照明要件（屋外テニス）

運動競技の区分	推奨照度( $\bar{E}_n$ )[lx]	照度均齊度( $U_0$ )(最小/平均)	グレア制限値( $GR_L$ )	平均演色評価数( $R_a$ )	計算間隔[m]	測定間隔[m]	基準面の高さ
I (注1)	500	0.7	50	60			
II (注2)	300	0.6	50	60	2×2	4×4	地表面
III (注3)	200	0.5	55	—			

(注1) 観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動競技会。最高水準のトレーニング。

(注2) 観客のいる地域全体又は特定地域における一般的な運動競技会。高水準のトレーニング。

(注3) 観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育又はレクリエーション活動。一般的なトレーニング。

(注4) 本表は屋外テニスの照明要件を示し、屋内テニスの場合は「4 屋内運動場」を参照のこと。

JIS Z 9127参照

## 6 テニスコート防球フェンス

防球フェンス等は、場外に球の逸脱を防ぐため以下の必要な高さ及び仕様を備えた防球フェンス等とする。

### ■防球フェンス等の高さ・仕様

高さ	○外周一般部の防球フェンス高さは H=4.0mとする。
ネット	○一般部は、強度の高い糸径 2.7 mm以上で網目 45 mm目以下の化繊ネットを用いる。 ○ネットの下部には、防風ネットを設置する。

## 7 クラブハウス

クラブハウスは下段ゾーンの管理機能を担うとともに、一般利用者のはか、優先利用団体による一部専用利用を想定した施設とする。建物面積については、諸室の配置及び必要機能を踏まえ、1階 750 m<sup>2</sup>、2階 750 m<sup>2</sup>を上限とする。

公共施設であることを鑑み、2階への車いす利用者のアクセス手段を確保すること。

なお、クラブハウスについては、一般利用者及び優先利用団体が快適に利用できる諸室の配置及び必要機能を検討のうえ、事業者からの提案に基づいて、優先利用団体との協議を経て最終レイアウトを決定する。

クラブハウスは ZEB Ready の認証を得る予定である。各種仕様・設備の決定にあたっては、その基準を満たすよう留意すること。

### ■クラブハウス 利用区分・諸室イメージ

利用区分	諸室	備考
優先利用エリア	事務室（スタッフルーム）	
	シャワー室	
	男子更衣室	
	女子更衣室	
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	多目的トイレ	
	ケアルーム（メディカル）	
	会議室（多目的室）	
	選手更衣室	
	パウダールーム	
	浴室（シャワー）	
	洗濯室	
	物置（作業部屋）	
	用具倉庫	
	屋外干場	
	その他（通路等）	
一般利用エリア	管理事務所・事務室	
	ロビー・オープンスペース	
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	多目的トイレ	
	更衣室（シャワー・トイレ込み）	
	ミーティングルーム	
	屋外デッキ・上階観覧席	多目的広場を観覧するための上階観覧席を

		設置できるオープンな空間
	備蓄倉庫	
	運動用備品倉庫	一般利用者へのレンタル用備品及び多目的広場の維持管理用の備品を収納する倉庫
	トレーニングジム	優先利用団体による優先利用時間を設ける
	その他（通路等）	
その他	太陽光発電施設※2	発電した電力は売電せず、本建物で利用することを想定 容量は事業者からの提案による
	蓄電池	災害等による停電時に 2 日程度電力提供が可能な容量を備えたもの

※1 諸室の配置は、一般利用者の利便性及び優先利用団体の利用形態を踏まえて、事業者からの提案に基づき、優先利用団体との協議も踏まえ、当町と協議のうえ決定すること。

※2 クラブハウスには、再生可能エネルギーの活用を目的として太陽光発電施設を導入することを基本とすること。太陽光発電施設は、屋根設置型を基本としつつ、駐車場又は駐輪場の上部等を活用したカーポート型等の設置も検討対象とすること。発電した電力は、建物内の照明・空調等の電力として自家消費するほか、蓄電池設備との連携により、余剰電力の有効活用及び非常時の電力供給確保に資すること。蓄電池は災害等による停電時に 2 日程度電力提供が可能な容量を備えたものとする。

## 8 事業者の工事範囲

クラブハウス内に公募対象公園施設としてトレーニングジムを整備するにあたり、事業者が実施すべき工事の範囲は、以下の工事区分により公募対象公園施設に分類される「部位/要素」に関するものとする。疑義が生じる場合は、当町と協議の上決定すること。

部位/要素	特定公園施設	公募対象公園施設
躯体（柱・梁・床・屋根）	○	
外壁・サッシ	○	
装飾		○
内装（床・天井・間仕切）		○
空調（室外機含）	○	
換気・排煙	○	
消火（スプリンクラー等）	○	
給排水・衛生 (室内1次幹線まで)	○	
給排水・衛生 (室内2次以降)		○
電灯・コンセント・弱電 (室内1次幹線まで)	○	
室内電気配線 (室内2次以降)		○
ジム機器等		○

### 第3 その他公園施設の要求水準

#### 1 給水施設

##### (1) 給水引込

- ・給水管は、上段広場と連絡する園路に敷設されている既設給水管を利用し、引き込む。
- ・クラブハウスの使用水量が大きいことから、全体使用水量に基づく受水タンク（地上設置型受水槽）を設置し、給水する。

##### (2) 場内給水

- ・設計基準は「広島市給水装置等の設計施工事務取扱要綱（広島市水道局）」及び「建築設備設計基準（国土交通省）」等の技術基準を用い、設計を行う。  
(※ 府中町は広島市水道局管轄下で水道事業が施行されている。)
- ・給水対象施設は、クラブハウス、手足洗い場及び散水栓とする。
- ・自主事業において屋外イベントなどを想定する場合は必要に応じて水が使えるよう配慮した設計とする。

##### (3) 防火水槽

- ・広場内の北側に敷設されている防火水槽を残置する。

##### (4) 使用区分の明確化

- ・各諸室の利用者・負担者が明確化できるように子メーターを設置するなど対策する。
- ・具体的には指定管理者と優先利用団体の利用量が分かるように子メーターの配置に留意する。

#### 2 汚水処理施設

- ・場内の汚水は、クラブハウス及び手足洗い場からの排出水を対象とする。
- ・汚水は、汚水管路（VU  $\phi$  150）にて自然流下させ、既設汚水マンホール（H=2.00m）に接続し、既設管（ $\phi$  200）に放流する。
- ・既存トイレは撤去のうえ、既設配管及びマンホール等を有効活用し、災害時にも対応可能なマンホールトイレ5基を設置する。
- ・汚水設計は「下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）」及び「広島県開発事業に関する技術的指導基準（広島県）」等に準拠する。また、管路設計にあたっては、「下水管路施設設計の手引き（日本下水道協会）」等を参考とすること。

#### 3 雨水排水施設

- ・本敷地の雨水排水は、雨水を速やかに集水する側溝及び、柵を設け、雨水排水管により、南西側場外の調整池に放流する。
- ・雨水排水は、「都市公園技術標準解説書（令和7年度版）」9.2 排水工の計画・設計に準じ、

合理式を用いるものとし、降雨強度、流出係数については、「開発許可申請の手引き（広島県）」及び「土木工事設計マニュアル（国土交通省中国地方整備局）」等を参考に設定する。

- ・テニスコート及び多目的広場には、降雨後の早期利用が期待できる暗渠排水管を敷設する。

#### 4 電気設備施設

##### (1) 引込み

- ・電気の引込みは、上段広場の既存キュービクルから分電し、上段広場との連絡園路下に電線路を敷設し、本敷地内に分電盤を設置し、各電気設備装置及びクラブハウスに配電する。なお、下段に別系統の分電盤や引込み設備を設けることについては、自由提案として検討しても差し支えないが、中国電力株式会社との調整などは事業者が責任者をもって行う。
- ・既存キュービクルの容量・系統について検証し、既存キュービクルの拡張などを行う。

##### (2) 電気設備全般

- ・配電は地中管を用い配電する。
- ・配線の分岐部にはハンドホールを設置する。
- ・本広場の夜間利用や深夜の防犯のため、関係基準の照度を確保した照明設備を配置整備する。
- ・照明灯は消費電力の小さいは LED 照明を用い、タイマー制御する。
- ・自主事業において屋外イベントなどを想定する場合は必要に応じて電気が使えるよう配慮した設計とする。

##### (3) 使用区分の明確化

- ・各諸室の利用者・負担者が明確化できるように子メーターを設置するなど対策する。
- ・具体的には指定管理者と優先利用団体の利用量が分かるように子メーターの配置に留意する。

#### 5 通信設備

- ・施設の維持管理・運営に必要な通信設備を備える。
- ・施設の利用者が利用できる公衆 Wi-Fi の環境を提供する。設備の設置にあたっては、公衆 Wi-Fi 提供者向け セキュリティ対策の手引き（令和 7 年 2 月版・総務省）を遵守する。

#### 6 植栽

- ・本公園は、運動を主とした公園であり、運動機能を高める施設配置・整備を前提とするが、周囲の山林との調和を図るために、必要に応じて植栽を整備する。
- ・植栽は高木を主とし、四季を感じる樹種とするなど、周囲の景観・環境に配慮した計画とする。